

彦根市告示第 184 号

彦根市指定工作物指導要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 6 月 19 日

彦根市長 和田 裕 行

彦根市指定工作物指導要綱の一部を改正する告示

彦根市指定工作物指導要綱(令和 3 年彦根市告示第 54 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「ときは、」の次に「景観法(平成 16 年法律第 110 号)および」を加え、「特に」を「彦根市景観計画(平成 19 年彦根市告示第 146 号)に定める」に、「と色彩」を「、色彩等」に改める。

第 10 条を次のように改める。

(緑化推進)

第 10 条 事業主は、建設行為を行うときは、彦根市緑の基本計画(平成 9 年 3 月策定)に基づき緑化の推進に努めるとともに、彦根市景観計画に定める緑化率を遵守しなければならない

2 事業主は、敷地内に地域の特性を象徴し、四季を感じさせる樹木(成木に限る。)を植栽し、かつ、建築行為により生じた法面に張芝等を植栽し、敷地とその周辺との景観の調和を図るよう努めなければならない。

第 15 条第 1 項中「周知遺跡」を「周知の埋蔵文化財包蔵地」に改める。

第 20 条第 2 項中「事業計画策定ガイドライン」の次に「(太陽光発電)」を、「経済産業省に」の次に「不適切な案件として」を加える。

付 則

この告示は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。